

## 第18回

# 読谷村農業委員会会議録

第18回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和7年2月25日（火）				
開催時刻	14時00分 開会 15時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者9名 欠席者1名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	欠
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者6名 欠席者2名			
氏名		摘要	氏名		摘要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		欠	比嘉 豊彦		欠
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第2号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第8号 非農地証明願について
日程9	議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について
日程10	議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について
日程11	議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に係る意見聴取について

議長

これより第18回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

次に日程4の報告第2号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第2号 農地転用許可指令の接受について。

議長

これは報告で、質疑がなければ進行します。

次に日程5の議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

農地法第3条の規定による許可申請については、議事参与の制限がありますけれども、今日は真栄田委員が欠席ですので、そのまま進行したいと思います。

では、これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員から御意見を伺います。

比嘉推進委員

比嘉です。1番です。申請人は現在もニンジンを栽培しており、申請地でもニンジン計画していることから許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でよろしくをお願いします。以上です。

議長

現地を確認した比嘉光雄推進委員からは、許可基準適合表もクリアし、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。  
受付番号1番については、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。  
次に、日程6の議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書9ページをお開きください。  
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

では、これより審議に入ります。  
受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

比嘉推進委員

比嘉でございます。航空写真の2ページをお開きください。申請地は一般住宅として使用されており、始末書も添付されていることから、許可基準適合表もクリアしていますので許可相当でよろしくをお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉推進委員からは、許可相当の御意見であります。ほかに御質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

進行します。質疑を終結して採決を行います。  
受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程7の議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案書10ページをお開きください。  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長 では、これより審議に入ります。  
受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

委員（6番） 6番棚原です。写真は3ページです。申請地の周辺は住宅として使用され、貸住宅を計画していますが許可基準適合表がクリアしていませんので、今回は不許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかに御質問ありましたらお願いします。

屋宜推進委員 屋宜です。第三種農地（4割街区）とあるが、この4割街区の説明をお願いします。

事務局 航空写真で説明します。4割街区というのは、この1つの街区、道路が建築基準法で定められた道路で囲まれた土地を街区と定めています。申請地の周りが村道で囲まれていることを確認できると思いますが、この道路に囲まれた土地面積に対して建物が建っている面積が4割以上あるということです。本来は未指定という用途がかぶっていない場所であり、二種農地となり転用は可能だが代替地条件などが発生しますが、4割街区に該当すれば、第三種農地という扱いになるので転用が原則可能となります。この面積の割合、宅地の面積が4割以上あるということで4割街区ということです。

屋宜推進委員 分かりました。

議長

ほかに御質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ないようですので、進行したいと思います。

質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号1番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(4番)

4番の比嘉です。資料の4ページを御覧ください。申請地は用途地域内にあり、一般廃棄物収集運搬業用の車両駐車を計画していることから、許可基準適合表をクリアしているので許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたら、お願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行します。

質疑を終結して採決を行います。

受付番号2番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見から  
お願いします。

**委員（2番）** 2番知花です。航空写真の5ページをお願いします。受付番号3  
番のほうは、申請地は用途地域内にあり、資材置場を計画している  
ことから、許可基準適合表をクリアしていれば問題ないですが、  
500平米を超えており、都市計画への申請等が行われていない為、  
不許可でお願いします。

**議長** 現地を確認した知花委員のほうからは、許可基準適合表をクリア  
されていないということで、不許可相当の御意見であります。ほか  
の委員からの御質疑がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

**議長** ないようですので、進行します。  
質疑を終結して採決を行います。受付番号3番は、不許可相当で  
進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決  
定しました。次に、受付番号4番について、現地を確認した委員の  
御意見からお願いいたします。

**比嘉推進委員** 比嘉です。航空写真の6ページをお願いいたします。先ほど4条  
の1番と同じ申請者でございます。申請地の周りは住宅地として利  
用されて一般住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリ  
アして何ら問題はないと思っておりますので、許可相当でよろしくお願  
いいたします。

**議長** 現地を確認した比嘉推進委員からは、許可相当の御意見でありま  
す。これについて委員からの御質疑はないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号4番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号5番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(3番)

3番伊波です。航空写真の6番をお開きください。この申請地は用途地域内にあり、共同住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、500平米を超えておりバツが4つありますので、不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した伊波委員のほうからは、500平米を超えて都市計画との調整がまだできていないと。不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑ありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

では、質疑を終結して採決を行います。

受付番号5番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で進達することに決定しました。

休憩いたします。

— 休憩 —

議長 再開します。  
議案第9号から先にやりたいと思います。日程9の議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをお開きください。  
議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。

議長 ただいま議案第9号の農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。  
これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

屋宜推進委員 屋宜です。これ坪単価は公社とAさんで話がついているのか。

事務局 ついています。合計すると売買価格自体が3筆合計400万円程ですが、坪単価に直すと端数が出てしまう。公社への手数料込みになっています。そのため先月の売買額と値段が合致しません。公社から買い手に渡す場合は、手数料込みの値段となっており、この価格になっています。手数料込みとなっています。

屋宜推進委員 分かりました。  
  
（「進行」の声あり）

議長 では進行の声ですので、進めていきます。  
質疑を終結して、これより採決を行います。  
ただいま議題となっております議案第9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。  
  
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定しました。  
休憩中に資料が回っていますよね。では、非農地証明願いについての現地を確認した委員の知花委員からお願いしたいと思います。

委員（2番） 2番知花 竜です。先ほど渡された航空写真を御覧ください。議案第8号、受付番号1番は、先日事務局と比嘉豊彦推進委員と一緒に現地を確認してきました。こちらのほうは20年以上耕作された跡がなく原野化していたので、非農地証明相当でお願いします。

議長 現地を確認した知花委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員から御質疑がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしですので、進行します。  
質疑を終結して、採決を行います。受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。  
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。  
次に日程10. 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案書17ページをお開きください。  
議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長	<p>ただいま提案理由の説明がございました。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。</p> <p>これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
津波推進委員	<p>写真で見ると、赤い線が今回上がっているものですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
津波推進委員	<p>ハウス半分が引っかかっている。これはハウス4棟あるのか。</p>
事務局	<p>今右側の筆を貸付けしており、左側が今売買の話で進んでいる、今回は貸付けで、ハウス4棟あるが同じAさんが耕作するというものになりますので、耕作の状況としては問題ないと思います。</p>
津波推進委員	<p>この2棟、間のハウスが境界線をまたいでいるということで。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
議長	<p>ほかに御質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「進行」の声あり）</p>
議長	<p>進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。</p> <p>ただいま議題となっております議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第10号は原案どおり決定しました。</p> <p>次の審議に移りたいと思います。</p> <p>日程11の議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計</p>

画) 案に係る意見聴取について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書21ページをお開きください。

議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に係る意見聴取について。

農地活用推進課

農地活用推進課の江田です。今日、地域計画というところの説明ということで、意見照会を出しております。主だった内容について、令和5年から令和6年にかけて農業委員会と地域のほうで意見を聴いて、誰がどこの農地を耕作するというところをお互いで話し合っただけの結果の意見照会という形になります。6地区10字でやってきている中で、ざっくりとした内容の説明をさせていただきます。

議長

ただいま地域計画案に係る意見聴取についての提案説明がございました。本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

質疑を行います。挙手をして質疑を行ってください。

委員（7番）

7番與久田です。担い手に対する農用地の取得目標、将来大体40%になっていますけれども、これは何年後ですか。

農地活用推進課

10年後に向けてです。読谷村の基本構想の40%という形です。県、国ともお話をし、基本的に担い手と呼ばれる認定農家、認定新規、水準到達者、集落的営農法人が、基本構想をある程度超えている場合は地図に、実質上に基づいたものを目標としてください。そういったのがなければ、全然達しなければ基本構想に基づいて同じ40%という形であったので、読谷、中部だけが100%という形で結構大きくなって、ほかの地域がこの4類型と呼ばれる担い手、基盤強化に位置づけられている方々への集積という目標が全然達していないので、読谷村の基本構想と同じ40%という記載となっております。

委員（7番）

これは10年後を見た場合、ここに載っている人たちほとんどいな

と思うのですが。

- 農地活用推進課** 中間管理機構を通して利用権設定、黄色い紙での利用権設定がなくなって、今後中間管理機構を通しての貸し借りか、農地法の3条という形で、中間管理機構を通したやり方が今度の4月以降、この地域計画を策定された場合は地域計画に載せられた方しか機構を通してできませんよというのがあるので、今機構を通して貸している方々とか、機構を通して希望されている方は位置づけられているような形です。こちらのほうは随時見直しができることとなっています。最低でも年に1回。そのときに見直して、どんどん実績に応じた形、もし若手の農家さんとかが増えてきた場合は、そちらのほうに名前を変えていくような形でやっていきたいと思っています。
- 委員（6番）** 西海岸地区というのは、宇座、渡慶次、儀間、高志保、波平、まとめてこれを作るということか、集落ごとにはできないのか。
- 農地活用推進課** 地域計画の協議の場については各集落でしたが、西海岸は一体的にあって、各地域で飛んで利用者がまたいでいる方が多いので、西海岸を一つとしてまとめています。ただ協議の場は集落ごとにやって、この地域計画、地図にしたりする場合、こういった取りまとめる場合は、一つの集団的な一体的な利用という形で。
- 委員（6番）** これ、集落が多過ぎるから、この目標地図、素案というのがあって、もう何が何だか分からないぐらい広過ぎて何なのかも分からないぐらいだから。
- 農地活用推進課** 棚原委員が言う意味も理解できるが、地域計画で各々の話合いの場に行かざるを得ない。例えば儀間の話合いと渡慶次の話合いにその人が行って、農地を増やす、減らすという話をする、実は隣り合っている筆だけどなというところは出てくるので、そういったものも含めて一体的に地域というのは見ている。西海岸地区は本当に大きいので、見せ方について今後話合いする場では少し考えていきたいと思っています。区域はやはり少ないほうが、農家が今後やりやすくなるためにも、制度を使いやすくするためにもそのほうがいいのではないかと、というところで僕たちの判断とさせてもらってい

ます。

**委員（6番）**      じゃあ今までみたいに各地区の公民館で集まらないで、1か所に全体を集めて。

**農地活用推進課**      今後の話合いです。これは年に1回話合いをすることとなっています。基盤強化法のバンク、中間管理機構を使うなら、もうこれを地域計画に載せなさいよということになっており、どういう形でどういう話合いをするのかというところが、国も具体的にまだ示していない。市町村の考えるようにしてくださいというぐらいしか話していないので、地域でまた集まって話をするのか、今、棚原委員が言ったとおり西海岸で変更する人だけ、要は地域計画に載せる人だけの話にするのかとか、いろいろな手法が今後出てくると思います。その都度、またケースに応じてどういったほうが話合いの場としていいのかというのは、また意見交換させてほしい。

**委員（6番）**      まだ土地に対する執着心が年配の方は強い、これは財産として考えないで生産の場として考えていかないと、これからやっていく若い人たちが今までと全然変わらないちまちましたような農業のやり方しかないから、早く集積するところは集積して、早く機械化できるようにやっていかないと、農地自体が死んでしまう。

**農地活用推進課**      そうです。この地主がやはり土地を預けたがらないというのが沖縄特有の部分であるが、その意識を変えてもらうというのは、1年、2年というスパンではなくて、話合いの場を続けることで少しずつ変わっていくと思っていますので、若い農家が畑を借りやすい環境というのは、しっかり話をやっていかないといけないのかなと認識しています。

**知花推進委員**      公民館で見直しがありますよということで、座談会で集まる場合に、ずっとやっているものだから、ああそうかということで、見直しができますよという話で納得はしている。これも立派に素案もできて、第一段階は合格と思うわけ。検討して国まで行くわけでしょう。中身については、今言うように集まった皆さんも理解は浸透しにくいわけ。お互いに顔合わせみたいにやっている感じで、じゃあ

色塗りしましょうといったら、こっちはハウスが全部異常ない、こっちは牧草が異常ないということで、話は進むが、色塗るのは漠然としたやり方で、実際の、誰がこっちからこっちまでは何を植えるというふうな、そこまでは行っていないわけよね。

例えば、瀬名波だったら立派にできるかもしれない、こっちからこっちまでサトウキビ、こっちはハウスとモデル事業ができるかもしれない。ああいったのを見ながらだったら今後、より深く車庫分もできると思うわけよね。地権者は高齢者がほとんど、畑に行っていない人が地主になっている。その辺は難しいと思う

農地活用推進課

話合いの中で、牧草地帯・菊地帯とつくりたいよね、というのは話として毎回出てきていました、ただ、例えば菊農家の皆さん、電気設備も投資してハウスにしているのに、ここウージつくりたいからどきなさいと、簡単な話ではないことも現実としてはあるわけです。その中でどういったほうがいいのかというのが、やはり本当に話合いの場だと思います。5年とか10年というスパンで意識してこれを整えていかないといけないのかなというふうにおもいます。意識をしっかり持つという意味では、十分な話合いというのを続ける意味があると思っていて、知花推進委員の一段階目はいいと思います。これをどう続けて、どう話していくか、今後としてお互いで思いを持って話していかないといけないなと思っています。

知花推進委員

今、認定農家の皆さんを中心に話合いをしているような感じが、僕らが組織的に混ぜたら、若いのが十四、五名来ますよ。この皆さんとの話合いで今やっている状況で、色塗りもその皆さんがやりますから、今は予行演習かなと思って、僕らも自分らであまり具体的に決められないものだから。

議長

ほかに御質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

進行してよろしいですか。この計画については、これで最終ということではないですので、採決を行いたいと思います。

まず議案第11号の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案

に係る意見聴取については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第11号は、原案どおり決定しました。

これをもちまして、日程1から日程11まで全て審議が終了しましたので、議決事項の議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

御協力の下、第18回読谷村農業委員会の総会は無事終了しましたので、厚く御礼申し上げます。